

壮瞥町

入湯税改定のお知らせ

令和2年6月1日から入湯税が300円となります。

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して課せられ、入湯客の皆様にお納めいただく税金です。

壮瞥町では、このたび、条例改正を行い、令和2年6月1日から現行の一般宿泊客の入湯税額150円を300円に改定することといたしました。

お納めいただいた入湯税は、当町にお越しになるお客様が、より快適にお過ごしいただけますよう観光関連施設の整備や鉱泉源の維持管理、消防活動の充実等、より一層の観光振興を図るための財源として活用してまいります。

なお、令和2年4月30日までにご予約をいただいたご宿泊については、6月1日以降のご利用であっても、従前の150円の税額を適用することとしております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月

壮瞥町

(本件のお問い合わせ先 商工観光課商工観光係 電話0142-66-4200)